

## 第6節 保険会社等に対する検査

### 検査実施状況の概要（資料 21-1-11 参照）

保険会社等については、保険募集の適切性やコーポレートガバナンスの状況について検証を行うほか、生命保険会社、損害保険会社の業態に固有のリスクを踏まえ、的確な実態把握に努めるとともに、リスク管理態勢等について重点的に検証を行った。

また、保険持株会社及びその子会社に対して、「金融持株会社に係る検査マニュアル」等に基づき、金融機関グループの一体的な経営という実態に即した検査を実施した。

なお、保険持株会社に対する検査の実施にあたっては、当該持株会社と一体的に実施している。

生命保険会社に対する検査については、金融庁において保険持株会社 1 社、生命保険会社 9 社、及び損害保険会社 4 社に対して検査を実施している。そのうち、生命保険会社 6 社、損害保険会社 2 社に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、生命保険会社については 1 社当たり平均して 27.9 日間の立入日数で、10.2 人を投入し、損害保険会社に対する検査については、1 社当たり平均して 27.8 日間の立入日数で、10.8 人を投入している。

### 検査結果の概要

検査（平成 14 検査事務年度に実施した検査を一部含む。）において指摘した主な事例は以下の通りである。

#### 1. 法令等遵守態勢

- (1) 相互会社において、総代の選出に関し不適切な点が認められている。
- (2) 取締役会はコンプライアンスプログラムの策定・進捗状況等について、報告を受けるのみで十分な議論を行っていないなど、コンプライアンスへの取組が不十分となっている。
- (3) 保険契約の解約において、解約防止活動の名の下に繁雑な解約手続を定めているが、解約申出からの処理日数等を定めておらず、長期間解約手続きが放置されている事例が認められる。
- (4) 保険金支払において、平均支払日数が長期化しているにもかかわらず、保険金支払の進捗管理が不十分なままとなっている。
- (5) 乗換契約等において、契約者に対して不利益事項の説明を十分に行うための態勢が整備されていない。

## 2. リスク管理態勢

- (1) 保険計理人による3号将来収支分析については、部門間の連携や相互けん制が不十分であることなどから、合理性に欠ける取扱いが認められる。
- (2) 再保険の出再に際して、信用度に応じた再保険会社当たりの出再限度額が設定されていない。

## 3. 監査

- (1) 内部監査は、事務ミスなど不備事項中心の監査にとどまっているほか、制度の在り方や諸規程の要否、個別規程の内容の妥当性などが監査対象外となっている。
- (2) 内部監査については、保険契約の解約処理遅延、転換契約の募集等に係る不祥事故や苦情が増加しているにもかかわらず、これらが対象となっていない。

### 行政処分に繋がった検査

#### 明治生命保険相互会社に対する検査及び処分等について

### 1. 検査実施状況

明治生命保険相互会社に対しては、平成15年4月17日に立入検査を開始し、平成15年10月2日に検査結果を通知した。

### 2. 検査結果の概要

平成14年8月に、契約者に支払われるべき特別配当が過少支払いとなっている事実が判明したにもかかわらず、15年6月までの間、対応方針の検討もなされないまま放置されていた。

#### (参考) 行政処分

検査結果を踏まえ、15年12月2日に、契約者等に対する適切な対応を行うとともに、事務処理体制及び内部管理体制の充実・強化を図ることを命じた。